

せいかつ ほ ご り よ う はじ
生活保護の利用が始まったかたへ



さっし せいかつ ほ ご
この冊子は、「生活保護のしおり」とあわせて
ないよう かくにん
内容を確認してください。

もりおかしふくしじむしよ
盛岡市福祉事務所

もりおかしやくしよ せいかつふくしだいいちか だいに か
盛岡市役所 生活福祉第一課・第二課

もりおかしやくしよ うちまるぶんちようしや かい
(盛岡市役所 内丸分庁舎3階)

も く じ

1. 生活保護の利用が始まったかたへ	1
2. 通院が必要になったら	2
3. 介護が必要になったら	4
4. 正しい届出(申告)をしてください	4
5. 生活保護の利用の停止について	6
6. 担当ケースワーカーについて	7

1. 生活保護の利用が始まったかたへ

〇はじめに

福祉事務所では、生活保護の利用が始まったかたへ、「生活保護のしおり」を使用して、生活保護の利用にあたっての説明を行っています。生活保護の適正な利用のためにも、内容を十分に理解していただく必要がありますので、不明な点がある場合は、担当ケースワーカーにお問い合わせください。

〇不動産や生命保険などの活用について

売却などにより活用できる資産があっても、すぐに換金できない場合や、お金を受け取るまでに時間がかかる場合は、いったん生活保護費を支給します。生活保護の利用開始後に、手続きが終了してお金を受け取ったときは、支給した生活保護費の範囲内で返していただきます。

<例>

- ・ すぐに処分できない資産があり、手続きが終了し、お金を受け取ったとき
(不動産などの資産を売ってお金を受け取ったとき など)
- ・ 年金をさかのぼって(まとめて)受け取ったとき
- ・ 生命保険などを解約し、解約金を受け取ったとき
- ・ 医療費助成金や高額療養費の償還金を受け取ったとき
- ・ 相続による財産を受け取ったとき
- ・ 交通事故の補償金を受け取ったとき

また、障がいや病気などで働けない場合を除き、お仕事を探していただきます。

○ふさい負債の整理について

しゃっきん 借金の返済は、へんさい生活を圧迫することになるため、せいかつ生活保護の利用開始後は借金の
へんさい返済ができなくなります。そうきゅう早急な整理が必要になるため、せいかつ盛岡市消費生活センターや法
そうだんテラスでの相談について支援を行います。

また、せいかつ生活保護の利用中は、りようちゆう生活福祉資金などの自立更生を目的とするものを除いて
しゃっきん借金はできませんので、ちゆうい注意してください。

○じゅうしょへんこう住所変更について

じゅうしょ住所を変更した場合は、へんこう住所変更の届出が必要となります。ばあい各種サービスの利用
ひつようなどに必要な届出になりますので、とどけ現住所へ住所変更していないかたは、かくしゆ速やかに手
つづ続きを行ってください。おこな特別な事情がある場合などは、とくべつ担当ケースワーカーに相談し
じじょうてください。

2. つういん通院が必要になったら

○びやういん病院のかかり方

せいかつ生活保護の利用が開始となった日から、こくみんけんこう国民健康保険証や後期高齢者医療被
ほけんしやしょう保険者証などは使えなくなります。つか自立支援医療制度など、じりつしえんいりようせいど生活保護より優先される
せいど制度もありますので、てつづ手続きなどについてご案内します。なお、せいかつ生活保護で受診でき
いりようきかんない医療機関もありますので、じぜん事前にお問い合わせください。

● びやういん病院などを受診する前に福祉事務所に来所して、「かた傷病届」を提出してくだ
まどぐちさい。窓口で「医療券」をお渡しします。

※ きゅうびよう急病などで福祉事務所に来ることができない時は、ふくしじむしょ電話で連絡してください。

※ げんそく原則として月ごとに「傷病届」の提出が必要です。

● 「いりようけん医療券」(紙)を福祉事務所で受け取った場合は、かみ病院などの窓口まどぐちに提出して
ふくしじむしょください。福祉事務所で「医療券はオンラインです」との説明があった場合は、せいめい病院
まどぐちなどの窓口ていじに、マイナンバーカードを提示してください。

※ きんむさき勤務先で加入する健康保険証があれば、か病院などにお伝えください。

※ おな同じ病気で病院を変える場合は、びやういん現在受診している病院の紹介状が必要です。

※ しゆとくマイナンバーカードを取得していないかたは、こうふしんせいてつづ交付申請手続きを、マイナンバーカ

一^{ほけんしょうりよう}の^{もうしこ}保^{もうしこ}險^{てつづ}証^{おこな}利^{おこな}用^{おこな}の^{おこな}申^{おこな}込^{おこな}み^{おこな}を^{おこな}し^{おこな}て^{おこな}い^{おこな}な^{おこな}か^{おこな}た^{おこな}は^{おこな}、^{おこな}申^{おこな}込^{おこな}み^{おこな}手^{おこな}続^{おこな}き^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}っ^{おこな}て^{おこな}く^{おこな}だ^{おこな}さ^{おこな}い^{おこな}。

- **急病**などで**休日・夜間**に**受診**が必要な場合は、**事前**にお渡ししている「**休日・夜間等受診手帳**」を使用してください。**症状**が**落ち着いて**から、「**傷病届**」の**提出**をしてください。

※「**休日・夜間等受診手帳**」は**生活保護**を利用しているか**ただけ**が**使用**できます。

- **薬**の**処方**については、**後発医薬品**（**ジェネリック医薬品**）の**使用**が**原則**です。



○ **病院**にかかるときの**注意事項**

- **交通事故**や**仕事**中の**事故**は**医療扶助対象外**のため、**医療券**の**発行**は**できません**。
- **小中学生**の**う歯**（**虫歯**）、**中耳炎**などは、**学校**から**医療券**が**発行**されますので、**保健室**の**先生**にご**相談**ください。
- **予防注射**は**種類**や**年齢**によって、**無料**となるものと**自己負担**となるものがありますので**事前**に**担当ケースワーカー**にお**問い合わせ**ください。
- **健康診断**は**種類**や**年齢**によって、**医療扶助対象**となるもの、**無料**となるもの、**自己負担**となるものがありますので**事前**に**担当ケースワーカー**にお**問い合わせ**ください。
- **健康保険対象外**のものは**自己負担**となります。

○ **入院**した場合の**注意事項**

- **入院**や**退院**するときは**担当ケースワーカー**に**連絡**してください。
- **入院期間**が**1か月**を超えると、**在宅**のかたは**生活扶助**が**減額**になります。
- **病衣代**など**健康保険対象外**のものは**自己負担**となります。



○ **次**の場合は**担当ケースワーカー**に**相談**してください

- **障がい**に関する**各種手帳**の**取得**・**更新手続き**で、**診断書**が必要なとき
- **めがね**・**コルセット**などが**必要**なとき（**医師**の**診断**が必要）
- **はり**・**きゅう**・**あん摩**・**マッサージ**などの**治療**を受けたいとき（**他に治療法**が無い**場合**に限る）
- **公共交通機関**を利用して**通院**するとき

3. 介護が必要になったら

○65歳以上のかたの場合

介護保険制度の介護サービスを利用するため、要介護認定の申請をしていただきます。介護サービスを利用する際の介護保険利用者負担額（費用の1割）については、介護扶助が適用されます。介護扶助の適用には事前申請が必要となりますので、介護サービスの利用を希望するかたは担当ケースワーカーへ連絡してください。

○40歳以上65歳未満のかたの場合

特定の病気で介護が必要なかたは、介護保険制度の介護サービスと同様のサービスを利用できます。障がい者手帳などをお持ちのかたは、障がい福祉サービスを優先して利用していただきますので、詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。



4. 正しい届出(申告)をしてください



必要な届出をしなかったり、収入を偽って申告したり、事実と異なる届出をして生活保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正受給となると、正しく申告していれば受けられたはずの控除(次のページに記載)なども受けることができず、生活保護費を返していただくこととなりますので、正しい届出(申告)をしてください。

なお、特に悪質な手段による不正受給と判断された場合は、警察への告訴などを行う場合があります。

○収入の届出(申告)によって受けられる控除

収入の届出(申告)を適正に行うことで、次のような控除があります。

※控除とは、収入から差し引かれることです。控除された分は、手元に残ります。

<就労収入に対する控除>

●基礎控除

支給された金額に応じて、一定の金額が控除されます。

●20歳未満控除

未成年者の場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

●その他の必要経費

社会保険料、通勤交通費など必要経費が控除されます。

○高校生のアルバイト収入の取り扱い

高校生のアルバイト収入のうち、在学時の授業料の不足分、
修学旅行費、進学に向けた学習塾代、大学・専門学校の入学金、
就職に必要な自動車運転免許の取得など、早期自立に充てられると認められたものは、収入対象外として取り扱うことができます。



○生活保護費の変更について

生活状況や収入に変化があった時は、届出(申告)に基づき生活保護費を変更することがあります。また、季節によって生活保護費を変更することもあります。変更した場合は、通知書を送付し、変更内容をお知らせします。

※通知書は、原則として生活保護費などの変更時にのみ送付します。

○福祉事務所が行う調査

適正な生活保護費支給のため、働いて得た収入や年金などの収入が正しく申告されているかについて、次のような調査を行い、収入を確認しています。

か ぜいじょうきょうちようさ
●課税状況調査

かくじちたい しゅうろうさき しんこく きゅうよじょうきょう ねんきんがく まいとしちょうさ
各自治体に、就労先から申告される給与状況や年金額を毎年調査します。

よちよきんとりひきめいさいちようさ
●預貯金取引明細調査

ひつよう おう かくきんゆうきかん ぎんこうこうざ う む つうちょう きさい にゆうしゅつきん
必要に応じて、各金融機関に、銀行口座の有無や、通帳に記載される入出金の
じょうきょう しょうかい
状況を照会します。

しゅうろうさきちようさ
●就労先調査

ひつよう おう しゅうろうさき しゅうろうじょうきょう きゅうよがく しょうかい
必要に応じて、就労先に、就労状況や給与額を照会します。

せいかつほごりょうていし 5. 生活保護の利用の停止について

せいかつほごりょうていし ○生活保護の利用の停止について

つぎ ばあい せいかつほごりょうていし せいかつほごていし
次のような場合には、生活保護の利用が停止となります。なお、生活保護の停止
きかん げつ こ ばあい せいかつほごりょうしゅうりょう
期間が6か月を超える場合は、生活保護の利用が終了となります。

れい
<例>

- りんじてき しゅうにゆう ぞうか さいていせいかつひ げんしょう いちじてき せいかつほごりょう
・ 臨時的な収入の増加や最低生活費の減少などにより、一時的に生活保護の利用
ひつよう げついない ふたた せいかつほごりょう ひつよう
を必要としなくなったものの、おおむね6か月以内に再び生活保護の利用が必要
みこ ばあい
となることが見込まれる場合
- しゅうろうしゅうにゆう ぞうか あんてい しゅうにゆう え ようす み
・ 就労収入などが増加したが、安定した収入が得られるかどうか、様子を見る
ひつよう ばあい
必要がある場合

せいかつほごりょうていし ○生活保護の利用が停止したら

せいかつほごりょうていし こくみんけんこうほけん かにゆうてつづ ひつよう
生活保護の利用が停止となったかたは、国民健康保険などへの加入手続きが必要と
ひつよう てつづ たんとう じぜん せつめい
なります。必要な手続きについては担当ケースワーカーが事前に説明します。

せいかつほごりょうていしちゅう せいかつじょうきょう かくにん ひ つづ かにていほうもん おこな
生活保護の利用停止中も、生活状況の確認のため、引き続き家庭訪問を行います。
とどけで しんこく ひ つづ ひつよう わす ちゅうい
また、届出(申告)も引き続き必要となりますので、忘れないよう注意してください。

6. 担当ケースワーカーについて

○家庭訪問を行います

担当ケースワーカーは、日常生活での自立、社会的自立、経済的自立を支援することを目的として、家庭の生活の様子などについてお聞きしたりいろいろな相談に応じたりするために、定期的に家庭訪問を行います。

不在のときは不在連絡票を投函しますので、不在連絡票が投函されていた場合は、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。



あなたの担当ケースワーカー

でんわばんごう
電話番号

「生活保護のしおり」や「生活保護の利用が始まったかたへ」に記載してあること以外でも、わからないことや相談したいことがありましたら、担当ケースワーカーへお問い合わせください。

[令和6年3月改訂]